

次世代育成支援対策維持法に基づく行動計画

社員（従業員）がその能力を発揮し、仕事と生活の調和をはかり働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの5年間

2 内容

目標 1：子供出産時における父親の有給休暇5日間の取得を実施する。

<対策>

令和2年4月 ～ 役員会で決定し、部会議・朝礼時で周知をはかる。

令和2年5月 ～ 対象者のスムーズな休暇取得に向けて各部に徹底させる。

目標 2：ノー残業デーの定着と実施の促進を強力に進める。（月2回以上）

<対策>

令和2年4月 ～ ノー残業デーを増やすための幹部社員の自覚を促す。

令和2年5月 ～ 部会議で完全実施定着に向けての取組を徹底させる。